

平成26年5月20日

第23回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第23回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成26年5月20日(火) 午後2時00分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分・除外・編
入）申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第6号 農地利用変更届について

議案第7号 農用地あっせん申し出について

議案第8号 別段の面積（下限面積）について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	16 番 委員
17 番 委員	18 番 委員	19 番 委員
20 番 委員	22 番 委員	23 番 委員
24 番 委員	25 番 委員	26 番 委員
27 番 委員	28 番 委員	29 番 委員
30 番 委員	31 番 委員	32 番 委員

1 欠席委員

15 番委員

1 活動休止委員

21 番委員

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

主幹兼振興係長

農地担当主幹

振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

1 開会 午後2時00分

事務局	<p>全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第23回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「16番委員」と「17番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。 事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、説明します。議案書の1ページをお開きください。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>4ページをお開きください。 今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案3件です。 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明) 番号2、3については、お目通しください。 今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から3番についてご審議願います。</p>

委員
議長

ご質疑、ご意見等はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、所有権移転分の1番から3番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から30番を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

議案書の5ページから14ページになります。

今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について利用権設定分は、1議案30件です。内訳は、新規の利用権設定が28件、再設定が2件、合計の面積は81,101.09㎡となっています。

以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(4番委員の復席を確認する。)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番について、ご審議願います。

事務局
議長
事務局

これにつきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行い、事務局へ結果報告がなされておりますので、事務局の説明を求めます。

はい、議長。

はい、事務局。

それでは、担当地区委員からの営農状況等の調査結果の報告をいたします。

2番と3番ですが、31番委員、29番委員に調査していただきました。貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

オクラ30a、ソラマメ30aの栽培を計画しており、目標年間販売高は約300万円を目指しています。

農機具等については、必要分は所有しており、労力についても妻の協力を得ながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付しています。

次に4番から6番ですが、26番委員、5番委員に調査していただきました。貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

人参45a、さつまいも40aの栽培を計画しており、目標年間販売高約300万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力についても妻と協力を得ながら経営していくとのことでした。

営農計画書を資料の2ページに添付しています。

次に7番ですが、1番委員、29番委員に調査していただきました。貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

オクラ30a、スナップエンドウ30aの栽培を計画しており、目標年間販売高約300万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力についても妻と息子の協力を得ながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付しています。

次に8番ですが、13番委員、12番委員に調査していただきました。貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

申請人は、農業後継者として以前より農業しておりましたが、規模拡大ということで、新たに利用権の設定をするとのことでした。

オクラ22a, スナップエンドウ45aの栽培を計画しており、目標年間販売高約400万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力についても両親の協力を得ながら経営していくとのことことです。

なお、営農計画書を資料の4ページに添付しています。

次に9番ですが、9番委員、32番委員に調査していただきました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

申請人は、以前より農業に従事しておりましたが、親の高齢化による経営縮小のため、その後継者となるべく、使用貸借による利用権の設定をするものです。

オクラ20a, そらまめ11a等の栽培を計画しており、目標年間販売高約250万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力についても妻の協力を得ながら経営していくとのことことです。

なお、営農計画書を資料の5ページに添付しています。

次に10番ですが、9番委員、14番委員に調査していただきました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

申請人は、以前より農業に従事しておりましたが、親の経営移譲年金の受給ため、使用貸借による利用権の設定をするものです。

オクラ40a, スナップエンドウ40a, キャベツ100aの栽培を計画しており、目標年間販売高約1,000万円を目指しています。

農機具についても、必要分は所有しており、労力については両親や友人の協力を得ながら経営していくとのことことです。

営農計画書を資料の6ページに添付しています。

次に11番ですが、17番委員、10番委員に調査していただきました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、貸借期間等については、議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回農業を始めるにあたり、正式に利用権の設定をするものです。

キャベツ32aの栽培を計画しており、目標年間販売高約150万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力については、平日はご主人がトラック運転、申請人は福祉関係の仕事をしておりますが、休日等に、親戚等の協力を得ながら経営していくとのことことです。

なお、営農計画書を資料の7ページに添付しています。

以上、報告いたしましたとおり、各申請人は農業に対し大変意欲的であり、新規就農者となることから、承認しても良いのではないかと判断したところですが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

委員 ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

委員 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声あり。

委員 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

委員 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の12番から29番についてご審議願います。

議長 ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の12番から29番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

委員 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の12番から29番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の30番についてご審議願います。

委員 これにつきましては、会議規則第25条の規定により、25番委員の退席を求めます。

議長 (25番委員の退席を確認する。)

委員 ご質疑、ご意見等はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

委員 議案第1号のうち、利用権設定分の30番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声あり。

委員 ご異議なしと認めます。

議長 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の30番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(25番委員の復席を確認する。)

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

2番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、2番委員。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について

4月10日の転用調査時に、2番、13番の委員と事務局2名の計4名で現地聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

申請に基づき、1番から12番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から8番は売買、9番から12番は贈与による申請でございます。9番は兄の子への贈与で、10番及び11番は兄への贈与であります。

12番は弟への贈与であります。

申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。

以上の案件に係る農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の9ページから45ページに添付してありますのでご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

以上で調査報告を終わります。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

議案第2号の1番につきましては、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行い、事務局へ結果報告がなされておりますので、事務局の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

それでは、担当地区の委員からの営農状況等の調査結果の報告をいたします。

14番委員・32番委員に調査していただきました。

譲渡人、譲受人、土地の所在地、地目、面積等については議案にお示しのとおりです。

申請人は10年ほど前から郵便局に勤めながら農業を兼業で営んできましたが、2年ほど前に退職し、本格的に農業を行いたいということで、今回、農地法第3条により農地を取得し、30aを越え新規就農者となりました。

オクラ34aの栽培を計画し、目標年間販売高200万円を目指しています。

農機具については、必要分は所有しており、労力については、妻の手伝いをもらいながら一生懸命頑張っていくとのことでした。

営農計画書を資料の8ページに添付してあります。

以上、報告いたしましたとおり、申請人は農業に対し意欲的であり、新規就農者となることから承認しても良いのではないかと判断したところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局の方から意見があるそうですので、お願いします。

事務局

16ページの5番ですけれども、面積が1,162㎡とありますけれども、1,162㎡のうち764.89㎡が農地法の3条で取得する面積でございます。残りの面積については、5条で出てきます。以上です。

議長

次に、議案第2号の2番から12番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

4番委員

はい、議長。

議長

はい、4番委員。

4番委員

あっせんでは対価が出ていましたが、この3条の場合は、対価は出していただけないのですか。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

誠に申し訳ございませんが、システム上、電算の方には対価も入れてあるんですけれども、3条の場合は、出るようにはなっていません。もし、

どうしてもということであれば、直筆で入力いたします。

4番委員
議長
4番委員
事務局
議長
事務局
4番委員
議長
23番委員
議長
23番委員
議長
議長
事務局
議長
委員
議長
委員
議長

はい。議長。

はい、4番委員。

それは、われわれが、あっせん活動をしていく中で、今の相場がどれくらいだろうとか、この辺の畑はどれくらいするんですかと聞かれるんですよ、その場合やっぱり、今までの取引がいくら位したというのを、教えなければならぬ時がありますので、一応書いてほしいですね。

はい、議長。

はい、事務局。

次回からですね、備考欄の方に値段の方を載せたいと思います。

お願いします。

ほかにございませんか。

はい、いいですか。

はい、23番委員。

4番の鶴岡恒さんの耕作面積なんですけど、45, 411㎡ですよ、先ほどの1号議案には、54, 162となっていましたけど、この所の貸借関係の8, 751㎡を引いた数を表示してあるところですか。現耕作面積というのは、あくまでも、この委員会を通さないと差引きできないと思いますが。

暫時休憩いたします。

(休憩)

暫時休憩に引き続き審議を再開いたします。

先ほど23番委員さんの質問に対して事務局から回答をお願いします。

はい、事務局。

誠に申し訳ございません。システム上たぶんこのようになっていると思います。業者の方にもなんとかならないかと話をしてみます。よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

議案第2号の2番から12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の2番から12番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農業振興地域整備計画の一部計画変更、用途区分

変更・除外の申し出の意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

2番委員
議長
小委員長

はい、議長。

はい、2番委員。

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出の意見決定について

これにつきましても、5月9日の転用調査時に、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。除外になります。

資料の46ページをお開きください。先ず除外です。

申請地は市役所から東へ745m行った農用地区域の外周部に位置しており、東は道路、西と南は田、北は水路に接しています。除外後の転用目的は資材置場です。

農用地除外がされた場合の農地区分は、住宅が連たんした区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。申請人は、申請地に資材置場を建築する意向です。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、除外はやむを得ないものと判断いたします。

次に用途変更の1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、変更理由、変更目的は議案にお示しのとおりです。

資料の47ページをお開きください。

申請地は中川自治公民館から西へ323m行った農用地区域の外周部に位置しており、東は宅地、西と北は畑、南は道路に接しています。用途変更後の転用目的は農業用倉庫です。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、農用地区域内農地で不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当いたします。

周囲の農地に与える影響も軽微であると考えられ、また、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められないことから、用途変更はやむを得ないものと判断いたします。なお、代替地についても三箇所ほど検討していますが、諸条件面で申請地を決定しています。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

	<p>それでは、議案第3号の1番 除外について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。</p>
11番委員	はい、いいですか。
議長	はい、11番委員。
11番委員	この登記が学校となっているのは、なんですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	すみません。これもちょっと字が入らなくて、登記は学校用地です。 もともと田んぼだったんですけれども、鹿児島大学が実習農園として取得して、その後登記地目が学校用地に変わっています。以上です。
議長	よろしいでしょうか。
11番委員	はい、分かりました。
議長	ほかにごございませんか。
23番委員	はい、いいですか。
議長	はい、23番委員。
23番委員	あっせんに出た所ではなかったですかね。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	はい、以前あっせんに出ました。
議長	よろしいでしょうか。
23番委員	はい。
議長	ほかにご意見等ございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号の1番 除外については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号の1番 除外については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、19ページ議案第3号の1番 用途区分変更について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号の1番 用途区分変更については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の1番 用途区分変更については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

2番委員

はい、議長。

議長

はい、2番委員。

小委員長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番について、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の48ページをお開きください。

申請地は、大成小学校から北へ1,304m行った所の農地で、東は畑、西は4条許可地と5条申請地、南は5条申請地、北は道路に接しています。

土地の形状については、現状で防護柵を設置することです。ソーラーパネル枚数500枚、発電出力135kWです。周辺に農地がありますが、申請人所有の農地であることから、問題はないものと思われます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の49ページをお開きください。

申請地は、南迫田公民館から西へ120m行った所の農地で、東は雑種地、西は宅地、南と北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。ソーラーパネル枚数128枚、発電出力21.12kWです。周辺に農地がありますが、営農への影響は軽微なものとは判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものとは判断

するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第4号について、ご審議願います。

委員 質疑、ご意見等はございませんか。

議長 「なし」の声あり。

委員 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声あり。

委員 議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長 次、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

議長 これにつきましても、小委員会調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

2番委員 はい、議長。

議長 はい、2番委員。

小委員長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可諮問決定について

議長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

議長 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

議長 農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

議長 資料の50ページをお開きください。

議長 申請地は、指宿図書館から西へ197m行った所の農地で、東は畑、西と北は宅地、南は市道に接しています。

議長 申請人は、現在、借家住まいであることから、自己の一般住宅を建築しようとするものです。土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。東側に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特にありませんでした。

議長 次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

議長 農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域内にある農地で、

広がりのない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の51ページをお開きください。

申請地は、国立病院機構指宿医療センターから南へ51m行った所の農地で、東は宅地と雑種地、西は国道と雑種地と畑、南は水路と原野、北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。また、防護柵を設置することです。ソーラーパネル枚数536枚、発電出力111.9kWです。西側に一部、農地がありますが、営農への影響はないものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の52ページをお開きください。

申請地は、大成小学校から東へ736m行った所の農地で、東は道路、西は山林、南は宅地、北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。また、周囲をフェンスまたは有刺鉄線で囲むことです。ソーラーパネル枚数408枚、発電出力108.12kWです。北側に農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の53ページから54ページをお開きください。

4番と5番については関連がありますので、まとめてご説明申し上げます。

申請地は、大成小学校から北へ1,316m行った所の農地です。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。また、防護柵を設置することです。4,960番がソーラーパネル枚数552枚、発電出力149.04kW、4,963番1がソーラーパネル枚数292枚、発電出力74.46kWです。周囲に畑がありますが、譲渡人の所有であることから、影響はないものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の55ページをお開きください。

申請地は、川尻小学校から東へ207m行った所の農地で、東、西、南は里道、北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。また、防護柵を設置することです。ソーラーパネル枚数432枚、発電出力99kWです。北側に農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、資材置場です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の56ページをお開きください。

申請地は、下吉構造改善センターから東へ128m行った所の農地で、東と西は道路、南は田、北は宅地に接しています。

土地の形状については、盛土を0.2mし、境界ブロックについては設置予定です。申請人は申請地の集落内で建設業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭になったことから、申請地を購入して資材置場として利用することです。

南側に田がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の57ページをお開きください。

申請地は、玉井営農研修館から北へ407m行った所の農地で、東と北は畑、西は市道、南は里道に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックについては設置予定です。申請人は現在、借家住まいのため、申請地を購入して一般住宅を建築しようとするものです。東と北に畑がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の58ページをお開きください。

申請地は、道下東公民館から西へ245m行った所の農地で、東と南は畑、西は宅地、北は道路に接しています。

土地の形状については、現状で、境界ブロックは設置予定です。また、緩衝地を設け、土砂等の流出がないように十分留意することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の59ページをお開きください。

申請地は、五郎ヶ岡公民館から西へ96m行った所の農地で、東は宅地、西と南は畑、北は原野に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅が連たんした区域に近接した区域内にある農地で、広がりがない農地のため第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。また、防護柵を設置することです。ソーラーパネル枚数432枚、発電出力99kWです。西側と南側に農地がありますが、営農への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号11番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、事務所と資材置場です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の60ページをお開きください。

申請地は、市役所から東へ1,000m行った所の農地で、東と西は宅地、南と北は道路に接しています。

土地の形状については、盛土を0.2mから0.3mし、境界ブロックは設置予定です。周辺に農地がないことから問題はないものと思われます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号の1番から11番について、ご審議願います。ご質疑、ご意見等はございませんか。

32番委員 はい、議長。

議長 はい、32番委員。

32番委員 7番ですが、以前にも申請があがったような気がします。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 7番については、3、4ヶ月位前に除外の申請がありました。

4番委員 はい、いいですか。

議長 はい、4番委員。

4番委員 5条についても対価を出していただきたいのですけれども。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 5条に関しては、申し訳ございませんが、資金証明とかそういう個人情報関係が出てくるので、あくまでも耕作目的ではございませんので、勘弁していただきたいと思えます。

4番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第5号の1番から11番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の1番から11番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号の12番について、ご審議願います。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 12番についてです。これについては、第20回 指宿市農業委員会議案

第4号の2番で取り下げになった案件です。

転用目的は太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であることから、第1種農地に該当いたしますが、隣接地と一体として実施する申請に係る事業の目的に供する土地の面積に占める第1種農地の面積が3分の1を超えないことから、不許可の例外である隣接地一体事業に該当いたします。

資料の61ページから62ページをお開きください。

申請地は、西大山駅から北へ1,015m行った所の農地で、東と南は山林、西と北は畑に接しています。

土地の形状については、現状で境界ブロックについては設置予定です。ソーラーパネル枚数624枚、発電出力は49.92kWを三箇所設置します。隣接地を一体利用し、事業計画面積5,487㎡、転用面積1,230㎡で、1種農地の転用面積の割合は22.4%で、全体面積の3分の1以内となります。

また、この申請地についてですが、平成26年4月28日付けで、裁判所より競売物件として照会がきましたので、代書さんを通じて保留にするとの連絡をいれて了承していたんですが、譲渡人である大林産業の山本氏より5条申請受付を何で保留にしているのかとの連絡があり、国に相談いたしました。

平成21年1月30日に指宿税務署からの差押、平成26年4月9日の条件付仮登記（5条）をし、この時に代書さんの話では仮登記をした時点で、160万円を指宿税務署に支払って、平成26年4月11日に指宿税務署の差押登記抹消がされております。その後、平成26年4月16日に今度は、鹿児島県農業信用基金協会が差押えをしていたものですから、保留にしてあったんですけども、国の担当者によると、仮登記日より差押の日がちが後であれば仮登記が優先されるということで、問題はないとのことでしたので、今回の議案として載せさせていただきました。

以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号の12番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

2番委員
議長
小委員長

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農地利用変更届について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

はい、議長。

はい、2番委員。

議案第6号 農地利用変更届について

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。資料の63ページをお開きください。

申請地は、大成小学校から北へ360m行った所の農地で、東、西、南は道路、北は畑に接しています。申請地は土手崩壊の修復補強と、2筆の畑の段差が約6m有るため、段差の縮小のため切土2m、盛土0.5mを行うものです。

以上、報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第6号の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、13番委員の退席を求めます。

(13番委員の退席を確認する。)

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり。

議案第6号の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(13番委員の復席を確認する。)

次に、「議案第7号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

25ページをお開きください。

今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡、貸付は6件です。
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
 番号2から6につきましては、お目通しください。
 なお、所在地図及び字図につきましては、資料の64ページから75ページに添付してありますので、ご参照ください。
 次に農用地あっせん申し出のうち、買受、借受・希望をご説明いたします。
 26ページをお開きください。件数は1件です。
 (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)
 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
 ご質疑、ご意見等はございませんか。
 「なし」の声あり。
 このあっせん申し出につきまして、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
 はい、議長。
 はい、事務局。
 事務局
 議長
 事務局
 売渡、貸付の
 番号1は32番と14番委員。 番号2は 4番と11番委員。
 番号3は29番と23番委員。 番号4は18番と23番委員。
 番号5は 5番と 3番委員。 番号6は 3番と13番委員。
 買受、借受の、
 番号1は12番と 3番委員。
 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。
 (各委員了解あり)
 議長
 委員
 議長
 議案第7号は、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は事務局案のとおり決定いたします。
 次に、「議案第8号 別段の面積(下限面積)について」を議題といたします。
 事務局に議案の説明を求めます。
 はい、議長。
 はい、事務局。
 事務局
 議長
 事務局
 議案第8号 別段の面積(下限面積)については、農地法第3条第2項第5号で「下限面積について、地域の実情に応じて農業委員会の判断で引き下げられる」となっており、農地法施行規則第20条や処理基準第3の6の(3)などでその設定方法が示めされています。

詳しくは別紙資料の76ページから78ページをご参照ください。

このことについて農林水産省では平成22年12月22日経営局長名で発出の農業委員会適正事務実施内で「毎年の利用状況調査をもとに検討する」としていることから、昨年の利用状況調査の結果や2010年度農林業センサスなどを踏まえ、農業委員会総会で議論をしなければなりません。議案書の27ページをご覧くださいと思います。

2010年度農林業センサス基データによる下限面積試算結果を参考に指宿市では、自給的農家数746戸、販売農家数1,464戸で対象農家数は2,210戸です。2,210戸の農家数に対して、40%以上の戸数は884戸になります。対象農家数に占める割合は、50a未満が1,129戸の51%、40a未満が1,019戸の46%、30a未満が869戸の39%で耕作又は養畜の事業に供しているものの、総数のおおむね100分の40を下回らないように算定されるものであるということで、おおむねというのが1割ということですので、40%の1割は4%で、36%以上あればいいということになります。この表からいきますと、30a未満が39%ですので、提示下限は30aとなります。

なお、協議の結果、別段の面積を見直さないということであれば構わないということです。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第8号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。ほかにごございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

その他（議案28ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について

2. 5月の行事報告

3. 6月の行事予定

4. その他

・新田地区の範囲について

お手元に地図があると思います。

農業委員会規則で、非農地の承認基準ということで、指宿脳外科の周辺新田地区については、原野として認めても良いというのがあります。

その新田地区の範囲なんですけれども、今ここに、印を4箇所ほど付けてあります。なのはな館の通りから左側が2つですね、なのはな館周辺が2つになっていると思うんですけれども、当時これを作成した方にですね、もう定年されているんですけれども、新田地区の範囲はどのように決めたのですかとお話したのですが、もう記憶にございませんということでしたので、今日の委員会で、新田地区は今この印を付けてある4箇所を認めてもいいよということであれば、この4箇所を新田地区として見ていきます。

それとですね、左側の上と下の2箇所ですね、ここだけを認めてもいいよということであれば、ここだけを見ていきます。ただ、個人的な考えといたしましては、なのはな館の通りから左側は、新田地区として認めてもいいのではないかなと個人では思っております。皆様のご意見をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の方から説明がありましたが、ご意見等はございませんか。

現状は、原野化されたそれこそ新田、湿地帯です。

それでは、事務局の方から補足説明があります。

事務局

上側の方が指宿脳外科ですね、あそこ周辺です。それから下の方が、指宿中央自動車学校の北側にある原野の所でございます。以上です。

議長

ただいま事務局の方から、新田地区はこういう場所で、これを原野として認める事についてどうでしょうかという提案がありましたが、事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

これは大切に、それぞれ持つておいてください。

今後、いろんな形で申請が上がってきますので、この地区は、新田地区の原野として認めると、今、決めましたのでそう思っておいてください。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

インターネットで指宿市役所のホームページの中に、農業委員会のホー

ムページがありまして、その中に平成25年度農業委員会の活動の目標及びその達成に向けた活動の点検、評価（案）と、平成26年度農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画（案）ということで、平成26年4月16日から平成26年5月15日まで1ヶ月間、農家の方から意見を募集しましたけれども、意見は1件もありませんでしたので、報告しておきます。

それと、皆様のお手元に2枚の資料があると思いますけれども、これについて説明いたします。

1枚目の4753という方に鉱泉があります。この鉱泉を利用して企業のジオサーマルという会社が、右側の方に山林とあると思います。山林の所にコンテナを置くくらいの規模だと言うことですが、そこにバイナリー発電を設置するということです。

企業の方に話を聞いたところ、50%を売電、50%をこの4753の方へ農作業用施設として配管をして、そちらの方に回すと、そちらの方から、またこの施設がある所にまた井戸みたいなのがあって、温泉がだいたい60度くらいあるそうです。それを28度に冷却してから、流すそうです。それから2ページ目にあると思いますけれども、ここに長さが50m、間口が4mくらいのハウスを18棟建てて、そのハウス用のための泉熱として使うという計画です。

言いたいのは、ここの鉱泉地の所なんですけれども、地目はまだ畑です。今日、局長と宮崎主幹の方で午前中確認に行ったのですけれども、ここの鉱泉地の所が、法務局から地目変更がきているのかなと思っていたら、この鉱泉地の隣に冷却用の井戸があって、その井戸の所を替掘りするらしいです。その井戸がある部分を分筆しておりまして、そこを鉱泉地として認めてくださいということで、法務局から照会がきております。うちの方も回答をしないといけないものですから、ここで説明いたしまして、皆様の意見を参考にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

5番委員

はい、ちょっと。

議長

はい、5番委員。

5番委員

休憩をお願いします。

議長

暫時休憩といたします。

(休憩)

休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

事務局の方から説明があったとおり、何十年前から鉱泉ということで使われているということですので、これをそのまま認めるという形で、よろしいでしょうか。

委員
議長

(各委員了解あり)

そういう形で、回答させていただきます。

あと、事務局ないですか。

事務局
議長

はい、議長。

はい、事務局。

事務局

新規就農者の報告についてでございますが、これまで2名の委員の皆様によりまして、新規就農者宅を訪問していただき、事務局の方に内容を報告いただきまして、委員会時に事務局から皆様に報告をしておりましたが、6月の委員会時から、担当地区の委員の皆様からの報告をお願いしたいと思います。なお、報告委員は2名のうち主となる委員の方から、お願いしたいと考えております。以上、よろしく願いいたします。

議長
委員
議長

分かりましたでしょうか。

(各委員了解あり)

今後は、事務局は発表しないで、担当委員の方が発表していただくと、責任を持っていただくと、そういうことになります。

31番委員
議長

はい、議長。

はい、31番委員。

31番委員

先日の母の葬儀におきましては、農業委員会、また委員の皆様方そして農業委員会事務局の職員の皆様方より、多大なご配慮を賜りまして、ありがとうございました。無事すべてを終了することができました。ほんとうにありがとうございました。

議長

最後に私から、報告といたしますか、先月の委員会にこの場を欠席しましたが、東京の全国農業会議所の方から、呼びがありまして、規制改革会議の中で、答申がこういう形で出ようじゃないかという情報が入ったということで、昨日、今日の新聞を見ればお分かりのとおりです。

J A改革にしても、農業委員会改革にしても、たとえば農業委員会を見れば、公選制を廃止して、選任にという案が新聞等に載っておりましたが、そういうのが出るということで、急きよ、4月20日に招集が掛かった訳です。

その中で西川公也TPP対策委員長始め、鹿児島県の野村先生、森山先生、小里先生そういう方々を交えた中で、そういう選任制度では、絶対に認められないと、自民党としては、そういうのは認められないという形で、意思統一はされて、その答申が出てても尊重するに足らないという形で、今

度27日から全国大会がありますけれども、その場で再度決議し、国会に陳情しながら、自分達の意見というのを、自民党の皆さん方に要請をして、それを通すような形でお願いする形になっておりますので、昨日、今日の新聞等を見た感じと、今後どうなっていくか分かりませんが、そういうような状態ですので、ご報告をしておきます。

ほかにございませんか。

26番委員
議長

はい、議長。

はい、26番委員。

26番委員
議長

農協と農業委員会については、今会長が言われたとおりですが、全国的な考え方というのを、どういうふうに持っていくのか知りたい。

結論から言えば、絶対極秘という形で、出てこないんだけど、あるところから漏れてきて、都会に限っては選任制度というか、こういう純農業地帯と違って、都会の方々は、のろしを上げて反対という意見が薄いみたいな感じですね。でも全国的にみれば、公選制を絶対に維持するんだということで、4月20日はそれを決議し、27日からの全国大会でも決議をして、再度強く要請すると、その20日の会議の中でも自民党の諸先生も来ておられまして、先生方も全国の農業会議の意見を尊重するという方向付けでしたので、そこまでしか、今、回答はできませんがそういうことでした。

12番委員
議長

TPPの問題なんかは、出ていないのですか。

最終的に、今日のニュースなんかでも牛肉と豚の関税のパーセントの問題が出てきていたようですが、石破幹事長なんかも会合に出て来るんですけども、5品目は絶対死守するんだと意見表明しておりますので、万が一関税が何パーセント掛かるか分かりませんが、引き下がった場合には、それに見合うだけの、裏付けといたしますか、それは準備をしてないと大変なことになるというような形の印象は受けましたが、それ以上のことは、分かりません。

12番委員

テレビなんかで聞くところでは、関税をかなり下げて、政府側で対応するとか、そういうことが言われてますよね、それで、どんどん妥協の方向で調整をしているというような報道ですけど、ほんとうにそうなった場合に、牛肉、豚肉そのものは、解体されるんじゃない。テレビの報道からしても、大変なことになるんじゃないかなと思って聞いているだけけど。

日本の農業は潰されてしまうんじゃないかと思うんです。

議長

そうですね、規制改革の会議の中の中身がテレビで報道を先走ってしたということで、会議のメンバーから絶対漏らしたらならない、テレビは、早まった報道をしているという意見が出たんだそうです。

事務局

絶対漏らさないということですが、石破幹事長も選挙公約だからという形で言っていますが、そこらを、自分達がどの辺まで、分かってくるのか分かりませんが、全国会議としては、今度は千人規模の集会がありますけれども、強くそういう意見を、政府側に自民党側に、申し入れするという事になっていきますので、それ以後のことは分かりません。

ほかはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

これをもちまして、第23回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時42分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員16番委員

議事録署名委員17番委員

|

|

|

|

|

|

|

|

|

|

|
